

# 一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 木造建築物の耐久性評価業務料金規程

## (目的)

第1条 この規程は別に定める「一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター木造建築物の耐久性評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下、「センター」という。)が木造建築物の耐久性に係る評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

## (評価料金)

第2条 業務規程第11条に規定する評価料金は、別表に掲げるとおりとする。

## (評価料金の納入)

第3条 申請者は、別に定める評価料金を、現金又は銀行振込により納付する。

- 2 センターと申請者等(申請に関わる住宅関連事業者を含む。)は、別途協議により一括納入その他別の収納方法を取ることができる。
- 3 前2項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

## (評価料金を減額するための要件)

第4条 センターは、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 併願審査等によって、審査の省略ができる場合。
- (2) あらかじめセンターが定める日又は期間内に評価の申請を行うとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、センターと申請者等が別途協議により、公平に評価料金の設定を行い、評価の申請を行うとき。

## (評価料金を増額するための要件)

第5条 センターは、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとセンターが判断したとき。

## (評価料金の返還)

第6条 納入した評価料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できない場合には、この限りでない。

## 附 則

令和7年4月1日より施行する。

別表

木造建築物の耐久性に係る評価料金

税込／単位：円

評価対象床面積の合計	評価手法		
	イ	ロ	ハ
3,000 m <sup>2</sup> 未満	55,000	55,000	55,000
3,000 m <sup>2</sup> 以上	別途見積	別途見積	別途見積

- ・ 変更申請料は上表の料金の2分の1の額とする。
- ・ 複数の評価手法により行う場合は、22,000円を加算した額とする。
- ・ 混構造の場合は、別途見積とする。
- ・ 建築確認を行政庁若しくは他機関に申請する場合、又は都市計画区域外で建築確認が必要のない場合は、上表の料金の1.1倍の額とする。
- ・ 評価書の再発行又は記載事項を変更する場合の料金は、6,600円(税込)とする。